

郵送による転出届書

鎌ヶ谷市長様

(記入日) 年 月 日

転出日(予定日)		年 月 日 (新住所に住み始めた日)		<input type="checkbox"/> 転出証明書の再交付希望(該当者のみ)	
届出人	フリガナ 氏名 (本人が必ず署名してください。)		📞 電話番号 (平日8:30~17:00に連絡のつく番号をご記入ください。)		
	※届出人は、本人または鎌ヶ谷市で同一世帯の方に限ります。				
新住所				新世帯主名	
旧住所	千葉県鎌ヶ谷市			旧世帯主名	
転出される方		フリガナ 氏名	生年月日		性別 との続柄
	1		昭・平・令・西暦 年 月 日	男女	
	2		昭・平・令・西暦 年 月 日	男女	
	3		昭・平・令・西暦 年 月 日	男女	
	4		昭・平・令・西暦 年 月 日	男女	
	5		昭・平・令・西暦 年 月 日	男女	
※届出人のみが転出する場合もご記入ください。					
【個人番号カードをお持ちの方】 ・有効期限内の個人番号カードをお持ちの方は、 <u>特例転出・特例転入</u> *を行うことができます。 <u>希望の有無を下のチェック欄で選択してください。</u> ・特例転出は、郵送で手続きをしなくても、 <u>マイナポータルから手続きをすることが可能</u> です。 ・転出した日から14日以内、または転出予定日から30日以内で、かつ住み始めてから14日以内に転入自治体で継続手続を行ってください。 <u>この期間を過ぎるとカードが失効する恐れがあります。</u> 詳しくは、転入自治体へお尋ねください。 ・届出受理後は、鎌ヶ谷市の住民票の写しや印鑑証明等の <u>コンビニ交付サービス</u> が受けられなくなります。					
※ 特例転入とは、通常転出時に発行する紙面の「転出証明書」の代わりに、個人番号カードを提示することで転入手続きが可能になるものです。 同一世帯の中で転出する世帯員のうち、個人番号カードをお持ちの方が一人でもいれば適用されます。 上の期間を過ぎて転入届をされる方または特例転入を希望しない方には、紙面の転出証明書を発行します。					
特例転出・ 特例転入の希望		<input type="checkbox"/> 希望しない (転出証明書送付のため返信用封筒が必要) <input type="checkbox"/> 希望する (返信用封筒は不要) ※転出日から14日以内に転入届をしてください。			

【送付内容確認欄】

- 郵送による転出届書
- 本人確認書類のコピー (詳しくは、次のページを参照ください。)
- 切手を貼った返信用封筒 (送付先には、旧住所または新住所を記載してください。)
なお、特例転出・国外転出の方は、返信用封筒は不要です。